

令和4年12月21日

## 入札参加資格停止措置の概要

### 1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所在地
1	有限会社細谷建材	茨城県東茨城郡茨城町駒渡1251

### 2 入札参加資格停止措置期間 令和4年12月21日から令和5年1月20日まで（1カ月間）

### 3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

### 4 事実概要

有限会社細谷建材及び同社の使用人は、ビル解体撤去工事において、令和3年6月17日、労働者の危険を防止するための措置を講じず、労働者が死亡する労働災害を発生させたとして、令和4年9月8日、労働安全衛生法違反等により水戸簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第3第7項「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（一般工事）」及び第75条第1項別表第4第14項「不正又は不誠実な行為」に該当する。

#### 「契約規程」

措置要件	期間
別表第3第7項 ウ「安全管理の措置の不適切により工事関係者に死亡者を生じさせた」と認められるとき。」	当該認定をした日から 1カ月
別表第4第14項 ア「業務に関し、法令に違反したとき。」	当該認定をした日から 1カ月以上9カ月以内
第78条（措置要件の2以上に該当する入札参加資格停止） 有資格請負業者が一の事案について別表第3又は別表第4の措置要件の2以上に該当するときは、当該措置要件ごとに規定する入札参加資格停止期間の短期又は長期の長いものをもって、それぞれ当該入札参加資格停止期間の短期又は長期とする。	